

【手続名】

健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地名称・名称変更届（管轄内）

【手続概要】

同一の社会保険事務所管轄内において、事業所の所在地又は事業所の名称に変更などがあった場合は、届出しなければなりません。

【手続根拠】

健康保険法施行規則第30条

厚生年金保険法施行規則第23条

【添付書類】

（法人事業所の場合）

法人（商業）登記簿謄本

（個人事業所（住所変更）の場合）

事業主の住民票の写し

（個人事業所（名称変更）の場合）

公共料金の領収書のコピー等

※ 事業所の所在地が登記上の所在地等と異なる場合は「賃貸契約書のコピー」など事業所所在地の確認できるものを別途添付してください。

【提出者】

事業主

【提出先】

事業所の所在地を管轄する社会保険事務所

【提出方法】

窓口持参、郵送、電子申請

【提出期限】

当該事実の発生から5日以内